

○建築基準法施行令第四十二条第一項の規定に基づく地盤が軟弱な区域として
特定行政庁が区域を指定する基準

(昭和六十二年十一月十日)

(建設省告示第千八百九十七号)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十二条第一項の規定に基づき、地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準を次のように定める。

地盤が軟弱な区域は、次の各号の一に該当する区域であるものとする。

- 一 地耐力度が小さく不同沈下のおそれがある区域
- 二 地震時に液状化するおそれがある砂質土地盤区域
- 三 地盤が昭和五十五年建設省告示第千七百九十三号第二の表中Tcに関する表に掲げる
第三種地盤に該当する区域

附 則

この告示は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。